

扶桑町では、町内にお住まいの方で町内外の私立幼稚園に通園する園児を **学校教育課 内線 343** もつ保護者を対象として、保育料等が減免される制度を設けています。

※幼児教育無償化の制度が令和元年10月から新たに始まることに伴い、令和元年度の幼稚園就園奨励費補助金については、平成31年4月から令和元年9月まで（以下、「前分期」という。）となります。下表の補助限度額は年額ベースのため、前分期の補助限度額は、年額の2分の1となります。なお、令和元年10月以降の詳細につきましては、別途ご案内いたします。

対象幼児の属する世帯の階層区分	補助対象経費	補助限度額			
		第1子	第2子	第3子以降	
I	生活保護法の規定による保護を受けている世帯	年額 308,000円	年額 308,000円	年額 308,000円	
II	当該年度に納付すべき町民税が非課税となる世帯	入園料、 保育料の 合計額	年額 308,000円	年額 308,000円	
III	当該年度に納付すべき町民税の所得割が非課税となる世帯				年額 272,000円
IV	当該年度に納付すべき町民税の所得割課税額が <b>77,100円</b> 以下の世帯				年額 187,200円
V	当該年度に納付すべき町民税の所得割課税額が <b>211,200円</b> 以下の世帯				年額 62,200円
上記区分以外の世帯					—

※ 所得割課税額が77,100円を超える世帯は、小学校3年生までの兄・姉のうち、最年長者を第1子として算定する。

## ◆ひとり親世帯等の特例

保護者又は保護者と同一の世帯に属する方が以下に該当する世帯

- ・生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）
- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による配偶者のない方で現に児童を扶養している方（ただし、保護者と同一の世帯に属する方がこれに該当する場合を除く）
- ・身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた方（在宅の方に限る）
- ・療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）の規定により療育手帳の交付を受けた方（在宅の方に限る）
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方（在宅の方に限る）
- ・特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児童（在宅の方に限る）
- ・国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な方（在宅の方に限る）
- ・町長が要保護者に準ずる程度に困窮していると認める方

対象幼児の属する世帯の階層区分	補助対象経費	補助限度額			
		第1子	第2子	第3子	
B	当該年度に納付すべき町民税が非課税となる世帯	入園料、 保育料の 合計額	年額 308,000円	年額 308,000円	
C	当該年度に納付すべき町民税の所得割が非課税となる世帯				年額 308,000円
D	当該年度に納付すべき町民税の所得割課税額が <b>77,100円</b> 以下の世帯				年額 272,000円

## ▼問い合わせ

県補助に関する申請等については、直接幼稚園にお問い合わせください。

## 扶桑幼稚園入園案内

学校法人 むつみ学園 扶桑幼稚園では、次のとおり令和2年度の入園児を募集します。

- ▼募集人員 3歳児（3年保育）54名 平成28年4月2日から平成29年4月1日までに生まれた幼児  
4歳児（2年保育）は、5月1日現在、募集の予定はありません。  
5歳児（1年保育）は、5月1日現在、募集の予定はありません。
- ▼入園説明会 日時：8月9日（金）午前10時～11時 会場：扶桑幼稚園遊戯室
- ▼願書のお渡し 9月2日（月）～9月30日（月）（土日・祝日を除く） 配布時間：午前9時～午後4時
- ▼願書の受付 10月1日（火）午前9時～11時（定員に達しない場合は、2日以降も随時受け付けます。）
- ▼問い合わせ 扶桑幼稚園 扶桑町大字南山名字馬場31 ☎（93）0101・（93）1057